

研究開発評価の全般的実施状況及び現場の実態・意識調査の結果について (案)

1 調査目的

現在の「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成13年11月：内閣総理大臣決定)に沿った評価の実施状況について総合科学技術会議がフォローアップを行うために、同会議評価専門調査会が行う調査検討の一環として実施。

調査結果については、フォローアップ結果として総合科学技術会議で取りまとめ、各省庁に対して意見具申するとともに、「評価における今後の課題と改善方向」(平成16年5月25日：評価専門調査会)と併せて、大綱的指針の具体的な改定の検討に活用予定。

2 調査概要

調査としては、(1)評価の全般的実施状況について、省庁及び研究開発機関等に対して、評価に関する指針・規程等の整備状況の調査、評価の実施状況の調査を実施。

また、(2)今後の課題と改善方向に関する調査として、省庁/研究開発機関等の組織に対するアンケート調査、研究者等に対するアンケート調査を実施。

【調査の対象】

省庁：研究開発関係予算を有する省庁

研究開発機関等：科学技術関係独立行政法人、大学(一部)等

研究者等：研究開発機関等の研究者、管理者及び有識者等(無作為選定)

3 調査結果

(省庁及び研究開発機関等に対する調査結果は次のとおり。研究者等に対するアンケート結果は途中集計)

(1)評価の全般的実施状況

評価に関する指針・規程等の整備状況

ア：省庁における研究開発評価指針等の整備状況

主な研究開発関係省庁(8省庁^(注))においては、その施策や課題等に即した具体的な研究開発関連の評価指針等を整備し、それらをインターネット等で広く公表。(別添1)

(注)主な研究開発関係省庁：文部科学省、経済産業省、防衛庁、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、総務省、環境省

【特徴】

各省庁では、現大綱的指針の制定や政策評価法の成立等を受け、評価指針等の見直しを実施。

各省庁における評価指針等の制定や改定にあたっては、審議会等の審議を踏まえたり、パブリックコメントを導入するなど、策定プロセスの公正さ・透明性を確保。

各省庁が定めた評価指針等は、基本的には大綱的指針を受けた構成と内

容。評価対象については、研究開発施策・研究開発課題を中心に各省庁で多様であり、大綱的指針と同様の枠組みで整理したものが5省（文部科学省、厚生労働省、国土交通省、総務省、環境省）独自の整理が3省庁（経済産業省、防衛庁、農林水産省）。

「研究開発施策」については、4省（文部科学省、厚生労働省、農林水産省、総務省）が「戦略等」を規定、また、多くの省庁で「制度等」について規定。いくつかの省においては、対象となる戦略、具体的制度、事業名等を明記。

「研究開発課題」については、各省庁とも具体的な評価方法を詳細に規定。

「研究開発機関等」については、全省庁が評価の基本的な考え方を規定（なお、農林水産省は農林水産省独立行政法人評価委員会の個別規定等により対応）。文部科学省においては、大学等や独立行政法人研究機関について配慮すべき事項を規定。

「研究者（等）の業績」については、5省が評価の基本的な考え方を規定（文部科学省、厚生労働省、国土交通省、総務省、環境省）。

イ：研究開発機関等における研究開発評価指針等の整備状況

科学技術関係独立行政法人や国立試験研究機関などの研究開発機関においては、回答があった機関のうち約9割の機関が指針・規程等を整備。資金配分機関については、回答のあった6機関すべてにおいて指針・規程等を整備。大学等においては回答があったもののうち約7割が全学・部局等で指針・規程等を整備（別添2）。

【特徴】

研究開発機関の指針・規程等に定められている評価対象については、「研究開発課題」が約7割でもっとも多く、「研究開発機関等」が約6割、「研究者等の業績」は約4割。「研究開発施策」は1割程度。

指針・規程等を定めている32機関から回答のあった87件の指針・規程等のうち、16件がインターネット上で積極的に公表、8件が公表予定もしくは検討中。資金配分機関6機関では、43件の指針・規程等のうち34件がインターネット上で公開、3件が公開予定・検討中。

独立行政法人をはじめとする研究開発機関においては、大綱的指針等の改定に伴って、外部評価に関する規定等を追記するなど、指針・規程等の見直しを行った機関も少なくない。

大学等のうち、国立大学法人の多くにおいては、平成16年4月の法人化に伴い、指針・規程等を見直しまたは見直し中。

大学等の指針・規程等に定められている評価対象や公開状況等については、P（現在、各大学の回答データの分析・検証作業中。）

評価の実施状況

ア：省庁における評価の実施状況

研究開発施策、研究開発課題、及び研究開発機関等の最近の評価の実施状況は別添3、別添4のとおり。

【特徴】

研究開発施策のうち、研究開発戦略等の評価実績については、3省（文部科

学省、厚生労働省、農林水産省)から実施した旨の回答が得られた(別添3)。研究開発戦略等の評価実績は平成13年度ゼロであったが、次第に実施省庁が増えつつある(別添4)。なお、省庁によっては、評価対象そのものが特定しにくいということも考えられる。

研究開発施策のうち、研究開発制度等の評価実績については、6省(上記3省+総務省、経済産業省、環境省)から回答が得られた(別添3)。研究開発制度等の評価の実施も、平成13年度は3省であったが、平成15年度には6省に増加している(別添4)。この制度等の評価の実態は、評価対象のレベル(政策・施策・プログラム等)、評価組織の形態、評価の目的と枠組み等の点で多様である。

研究開発課題の評価実績については9省庁から回答が得られたが、課題評価は比較的早くから行われてきているため、今回の調査期間(平成13-16年度)においては、全体として、特記すべき評価実施件数の増加は認められない(別添4)。なお、省庁別にみた場合、競争的資金に特化した厚生労働省と重点的資金に特化した防衛庁、そしてこれらの資金制度を共に運用しているその他の省(財務省は除く)に分けられる。

評価時期のうち、事前評価・中間評価・事後評価については、事前評価と中間評価に比べ事後評価の件数が少ない傾向が伺えるが、全体として着実に実施されている(別添4)。

評価時期のうち、追跡評価については、経済産業省で重点的資金による課題を対象として先駆的に毎年1~2件行われているのみであり、その他の省庁では未実施である(別添4)。

研究開発機関等の評価については、独立行政法人の場合、同通則法に基づく評価の一環として、また、国立試験研究機関の場合、大綱的指針に基づき評価が行われている(別添4)。

イ：研究開発機関等における評価の実施状況

研究開発施策、研究開発課題、研究開発機関等、研究者の業績等の最近の評価の実施状況は別添5、別添6のとおり。

【特徴】

研究開発施策のうち、研究開発戦略等の評価実績については2機関(国土技術政策総合研究所、国土地理院)から回答が得られた(別添5)。なお、評価対象そのものが特定しにくいということも考えられる。

研究開発施策のうち、研究開発制度等の評価実績については、数多くの研究開発制度等を運営している資金配分機関1機関(JST)から実施している旨の回答が得られた(別添5)。その他の機関については、制度評価そのものとしての評価は実施されていない。

研究開発課題の評価実施件数は、数多くの研究開発制度等を運営している資金配分機関が卓越している（別添6）。

評価時期のうち、事前評価・中間評価・事後評価については、各機関によって実施状況にばらつきが大きい。全体として評価に対する意識は高まりつつあるものの、一部の機関では全ての実施時期ではなく、特定時期のみに評価を行っている機関が見受けられる（別添6）。

追跡評価については、資金配分機関である JST 等において、平成 13 年度以降行われているが、全体としては少ない状況である（別添6）。これら追跡調査の概要を別添7に示す。

競争的研究資金による課題の評価の実施については、研究開発機関でも6機関から回答が得られた。このうち、主な4機関（国立がんセンター研究所、(独)理化学研究所、(独)食品総合研究所、日本原子力研究所）の評価の概要を別添7に示す。

研究開発機関等の評価については、独立行政法人の場合、同通則法に基づく評価の一環として、また、国立試験研究機関の場合、大綱的指針に基づき評価が行われてきている。

研究者等の業績の評価を実施している機関は、回答のあった49機関のうち、23機関にとどまっている。

(2) 今後の課題と改善方向に関するアンケート結果（別添8）

アンケート結果の主なポイントは次のとおり。

研究開発評価の実態や現場の意識について

【評価の意義】（別添8 P.1）

「競争的環境」、「説明責任」、「資源配分」という現行の記述関連の選択肢に対する回答が多いのに加えて、「研究者を励まし挑戦意欲や創造性を高める」、「施策や課題の質の改善」、「優れた課題や人材の発掘」といった選択肢が今後重要という回答が多く、5月の結論と同様の結果となった（QA1）。

【評価の対象】（別添8 P.2）

これまで重視してきた評価対象としては「機関」、「重点的資金による課題」、「研究者等の業績」が多かったが、これまで以上に重視していきたいという評価対象としては「施策（戦略等）」と「施策（制度等）」が多かった（QA3）。このことから、今後「施策」に関する評価の内容を具体化していくとする5月の結論は妥当と考えられる。

【評価者等の責務】(別添8 P.3-P.5)

「研究者の心構え」については、現行指針での「評価への協力」や「評価に積極的に参加」という選択肢よりも、「成果を出す責任感」、「困難な課題への挑戦意欲」、「説明責任を果たす」といった選択肢が多く選ばれており、5月の結論と同様の結果となった(QA4)

「評価者の心構え」については、現行指針にある「研究開発をより良いものにする」、「厳正な評価を行う」とともに、「研究成果を厳しく問う」、「公正・公平な評価を行う」、「優れた研究開発や研究者を発掘し育てる」という選択肢が多く選ばれており、この点は5月の結論と同様であった。(QA5)

「評価実施主体が心を配ること」については、現行指針にもある「公平公正な評価の仕組みづくり」や「国民に対する説明」といった事項についての回答が多かったのに加え、5月の結論である「高い目標への挑戦を促す」についても回答が多かった。このほか、「研究開発等の質の向上や効率化」、さらに「研究者の本来の研究開発活動を妨げない」についても回答が多く、これについても記述することが適当である(QA6)

【評価の目的】(別添8 P.6-P.7)

評価の目的については、「評価の対象ごとに設定」と「評価の時期ごとに設定」という回答が多かった(QA13)。しかし、評価結果の活用に関する設問についてみると、「評価がその意義や目的に沿って機能せず形式化」という選択肢に対して機関からの回答は否定的である一方、研究者からの回答は肯定的であり、5月の結論のように活用との関連で評価の目的の設定にやや問題があると推察される(Q4b - 1)

【評価者の選任(利害関係者)】(別添8 P.8-P.9)

評価は「外部評価」を行っているという回答がほとんどであり、現行指針の「外部評価を積極的に活用する」は実行されていると考えられるが、同様に現行の「第三者評価」や「民間への委託による評価」の活用は低かった。また、内部評価であっても出来る限り外部者の意見を聴く」についても回答が多く、これを追加することが適当である(QA7)

「利害関係による弊害排除」については、現行指針にある「明確な在任期間の設定」や「(個別に)利害関係者を排除」が多かった。また、「利害関係者がやむをえず参加する場合もモラル向上と透明性確保で対応」についても解答が多く、これを追加することが適当である(QA8)

【評価者の選任(専門家、有識者等)】(別添8 P.10)

現在活用している評価者としては、現行指針にある「分野専門家」、「有識者」、「産業関係者」が多かった。また、現行指針では言及していない「分野横断的専門家」も多かった。また、確保したいが不足している評価者としては現行指針にある「人文社会科学研究者」のほか、「分野横断的専門家」、「産業化・市場化の専門家」及び「評価専門家」との回答が多かった(QA9)。このため、5月の結論に加えて、「分野横断的な専門家」及び「産業化・市場化の専門家」を追加することが適当である。

【評価時期】(別添8 P.18-P.23)

評価を実施している時期については、「事前」、「中間」、「事後」が多く、「追跡」はほとんどなかった。また、今後重視する時期としては「事後」が最も多く、次いで「事前」、「追跡」が多かった。したがって、5月の現状認識と同様の結果であった(QB1)。

予算要求前の事前評価については、「内部評価または自己評価」が多く、「外部者を活用した」ものは少なく、5月の現状認識と同様の結果となった(QB3)。中間評価については、「毎年」と「3年目」がほぼ同数であった。さらに、進捗度の点検など「毎年モニタリングを行う」ことについては、「必要」とする回答が「必要ない」とする回答をやや上回った(QB5)。

事後評価については「終了直後」に行っているものが多く、「優れた研究を切れ目なく行う仕組み」は「ない」という回答のほうが多かった(QB6)。

追跡評価については、「実施していない」という回答がほとんどであったが、実施する時期としては「終了3年後」がよいとする回答が多かった(QB7)。

【評価の観点】(別添8 P.24-P.34)

評価の観点に関しては、ほとんどの機関がすべての評価を必要性、効率性、有効性の観点から行っている。また、ほとんどの場合にこれら3つの観点ごとに具体的な評価項目や評価基準が明示されている(QB8)。

「必要性」の観点のうち「科学的・技術的意義」に関しては、現行指針では「独創性、革新性、先導性」が例示されているが、これらのほか特に研究開発機関からの回答では「発展性」が重要とするものも多かった(QB9)。また、現行の3項目は極めて類似していることから、現行の例示から「革新性」を除き、「発展性」を加えることが適当である。

また、「科学的・技術的意義」にかかる評価項目については、特に基礎研究の場合「極めて重要」とする回答が多かった(QB11)。

「必要性」の観点のうち「社会的・経済的意義」に関しては、現行指針では「実用性」が例示されているが、「産業・経済活動の活性化・高度化」、「国際競争力の向上」、「知的財産権の取得・活用」、「社会的価値の創出」、「国益の確保への貢献」、「政策・施策の企画立案・実施への貢献」が重要とする回答が多かった(なお、「実用性」の選択肢は設定せず。)(QB12)。したがって、これらの項目を例示することが適当である。

また、「社会的・経済的意義」にかかる評価項目については、「あまり重要ではない」という回答が多かった(QB14)。

「必要性」の観点のうち「国家予算を用いた研究開発(としての妥当性)」については、現行指針では例示されていないが、「国や社会のニーズへの適合性」、「機関の設置目的や研究目的への適合性」、「国の関与の必要性・緊急性」、「他国の先進研究開発との比較における妥当性」が重要とする回答が多かった(QB15)。したがって、これらの例示を加えることが適当である。

また、「国家予算を用いた研究開発(としての妥当性)」にかかる評価項目については、特に事前評価において「極めて重要」とする回答が多かった(QB16)。これらのことから、「必要性」にかかる例示については、5月の結論にある「競

「競争力への貢献度」を「産業・経済活動や競争力への貢献度」に、「国の関与の必要性」を「国の関与の必要性・緊急性」に変更するとともに、新たに「社会のニーズへの適合性」を加えることが適当と考えられる。

「効率性」の観点のうち、「研究開発の体制」に関しては、現行指針では「計画・実施体制の妥当性」が例示されているが、実質的にこの内容にあたる「人材編成など研究実施体制」、「課題等の企画立案体制」などが重要とする回答が多かった（QB18）。したがって、現行の記述を踏襲することが適当である。

「効率性」の観点のうち、「研究開発への取組み方（マネジメント）」に関しては、現行指針では例示されていないが、「目標管理や達成管理の枠組み/手法」、「目標の達成時期」、「費用構造や費用対効果」、「人材の活性化・能力開発」、「研究開発の手段やアプローチ」など多様な項目が重要とする回答が多かったが、回答者の属性により、これら項目間のウェイトは異なった（QB21）。したがって、これらの例示を加えることが適当である。

これらのことから、「効率性」にかかる例示については、現行の「計画・実施体制の妥当性」のほか、「目標・達成管理の妥当性」や「費用構造や費用対効果の妥当性」を加えることが適当と考えられる。

「有効性」の観点のうち、「直接的な成果（アウトプット）」に関しては、現行指針では「目標の達成度」、「新しい知の創出への貢献」が例示されているが、「直接の成果（アウトプット）の内容」、「目標の実現可能性（有効な手段の存在など）」などが重要とする回答も多かった（QB24）。したがって、これらの例示を加えることが適当である。

「有効性」の観点のうち、「研究開発の効果（アウトカム）や社会経済的波及効果（インパクト）」に関しては、現行指針では「社会・経済への貢献」及び「人材の養成」が例示されているが、「効果や波及効果の内容」や「実用化・事業化等への見通し」、「研究開発の質の向上への貢献」、「政策・施策の企画立案・実施への貢献」が重要とする回答が多かった（QB27）。したがって、これらの例示を加えることが適当である。

これらのことから、「有効性」にかかる例示については、「目標の実現可能性」及び「実用化・事業化の見通し」を追加することが適当である。

【評価手法】（別添8 P.35-P.37）

評価手法に関しては、現行指針では「成果の質を重視した定量的な評価手法の開発」を進めること、「あらかじめ設定した目標の達成度等の客観的指標を活用」すること及び「定量的な手法が困難な場合には可能な限り客観的なデータ等を活用」することとされているが、回答ではこれらのほか、「経験豊かで優れた評価者の選定」や「多様な評価手法の活用」、「効果や波及効果の把握手法の開発・活用」が重要とするものが多かった（QB31）。したがって、これらの記述を追加することが適当である。

また、評価時期別では、事前評価では「優れた評価者の選定」、中間評価では「質を示す定量的な評価手法の開発・活用」及び「明確な目標やマイルストーンの設定とこれらに照らした評価」、事後評価では「質を示す定量的な評価手法の開発・活用」、追跡評価では「効果や波及効果の把握に関する手法の開発・活用」が、それぞれ重要という回答が多かった（QB31）。

これらのことから、5月の結論は妥当と考えられる。

【柔軟な評価方法の設定】(別添8 P.11-P.13)

評価方法等の設定については、現行指針では「研究開発の内容や性格に応じて適切な観点を設けるなど柔軟に実施」することとされているが、回答では「評価目的」、「評価の観点・項目」、「評価基準」、「評価手法」、「評価過程・手続き」のそれぞれについて、「研究開発の内容や性格ごと」に加えて、「評価の対象ごと」(注：施策、課題等の別を指す。)及び「評価の時期ごと」(注：事前、中間等の別を指す。)に設定しているとするものが多かった。このため、5月の結論にある「評価の対象・目的・時期等の場合に依じて」を「研究開発の内容や性格、評価の対象・目的・時期等の場合に依じて」とすることが適当である(QA13)。

また、現行指針では、基礎研究については短期間に成果が現れないことから「画一的・短期的な観点から性急に成果を期待するような評価に陥ることのないよう留意」することとされているが、回答では「基礎的研究などで成果・効果の測定が困難な場合には「研究開発体制」、「管理運営」及び「目標達成に向けたアプローチの妥当性」に着目して評価しているとするものが多かった(QA15)。したがって、5月の結論に加え、「目標達成に向けたアプローチの妥当性」を記述することが適当である。

【評価方法の周知】(別添8 P.14)

評価方法の周知については、現行指針では「あらかじめ評価方法(評価手法、評価項目・基準、評価過程、評価手続等)を明確かつ具体的に設定し、被評価者に周知」することとされている。回答では、研究開発機関側は大半がこれらの項目を周知しているとしているが、研究者側からは「評価基準」、「評価手法」や「評価結果の活用方法」についてはあらかじめ周知されているとの回答は少なかったが5月の結論を変更する必要はないと考えられる(QA18、研究者Q8)。

【評価に伴う負担の回避】(別添8 P.15)

評価に伴う負担の回避については、現行指針では「既に行われた評価結果の活用」、「評価目的や対象に応じ可能な限り簡略化」、「研究開発側であらかじめ適切な関係資料を整理しておく」という例示がなされているが、回答でも同様の選択肢が多く選択されている(QA19)。また、これらのほか、「少ない労力でできる評価手法の開発」、「評価が自己目的化しないよ意識を統一」、「評価に習熟した評価担当者及び評価者の配置」に対する回答も比較的多く、これらについても例示することが適当である。また、「関係資料の整理」に関連しては、「資料を蓄積・共用化し重複して求めない」という選択肢が多く選ばれており、現行指針のように研究開発側だけではなく「評価側でも重複を避けるための努力が必要」であることに言及することが適当と考えられる。

【評価結果の活用】(別添8 P.38-P.41)

評価結果の活用に関しては、現行指針では評価開始時点において活用方法を

明らかにする等については言及していないが、研究者側からはあらかじめ活用方法を明らかにしてほしいという回答が多かった（研究者 Q8）。

また、評価を受けることについての被評価者側のインセンティブについては、「研究の継続や次の段階の研究の実施」、「研究体制の充実（研究費の増額など）」といったことがインセンティブとして重要という回答が多く、5月の結論の「何らかのインセンティブを工夫」だけではなくさらにこれらの具体的な例示を盛り込むことが適当と考えられる（QB34）。

さらに、評価時期別の具体的な活用のあり方については、事前評価では「優れた提案・計画の採択」、「提案・計画内容の向上」、「優れた研究開発体制の構築」、「予算や人材等の資源配分への反映」が、中間評価では「研究の進捗度の点検と目標管理」、「研究開発の質の向上と研究者の意欲喚起」、「予算や人材等の資源配分への反映」が、事後評価では「計画の目的や目標の達成・未達成の確認」、「次の段階への移行の是非判断」、「次の政策・施策形成への活用」、「国民への説明」が、また、追跡評価では「効果（アウトカム）や波及効果（インパクト）の確認」、「国民への説明」、「次の研究開発や政策・施策形成」が、それぞれ回答の多い選択肢であった（QB33）。したがって、これらの例示を行うことが適当である。

【評価結果の活用（研究者の業績）】（別添 8 P.42）

研究者の業績に関する評価結果の活用については、現行指針では「その処遇等に反映」させることとしているが、研究機関が工夫している被評価者へのインセンティブとしても、研究者が望む反映の仕方としても、「研究開発体制の充実（研究費の増額など）」が最も多く、次いで「研究開発の継続や次の段階の研究開発の実施」、「昇格やポスト登用の審査への活用」、「勤勉手当や年俸への反映」、「自由な研究開発環境の付与」が多かった（QC5、研究者 Q25）。したがって、5月の例示に加え、「研究開発の継続や次の段階の研究開発の実施」も記述することが適当である。

【評価内容等の被評価者への開示】（別添 8 P.16）

評価内容等の被評価者への開示については、現行指針では「評価実施後、被評価者からの求めに応じて、評価結果（理由を含む）を開示」とするとともに、「被評価者が説明を受け、意見を述べることができる仕組みを整備」することとなっているが、回答ではこれらに加え、研究機関及び研究者双方から「被評価者が異議申し立てすることができる」ことが重要であるというものが多かった（QA20、研究者 Q10）。このようなことから、本件については5月のとりまとめで項目を立てていなかったが、新たに項目を立て、現行の記述内容に加えて「可能な場合には被評価者が異議申し立てすることができる仕組みを検討する」という趣旨の記述を追加する。

【評価実施体制の充実】（別添 8 P.17）

評価実施体制の充実については、現行指針では「研究経験のある人材を確保して評価」、「研修等を通じて評価人材を養成」、「評価に必要な予算、人材等の資源を確保」が記述されているが、回答では特に、今後「評価に必要な調

査分析等に必要な予算及び人材の確保」が重要であるとするものが多かったほか、現行の記述内容以外で今後重要とされているものでは「評価システム高度化のための調査研究」、「外部の評価専門機関の活用」、「評価部門に専門性が蓄積するように人事制度等で配慮」、「評価者を評価する仕組みを作る」等があった(QA23)。このため、5月の結論に加え、これらの事項についても記述を追加することが適当である。また、5月の結論にあった「評価者へのインセンティブの付与」については、重要との回答が少なかったことから、削除することが適当である。

大綱的指針のもとでの評価への取組によって現れた影響（効果及び問題点）

研究開発評価の取組によって現れた効果については、省庁及び研究開発機関等の評価実施主体の回答としては、「競争的で開かれた研究開発環境ができてきた」、「国民への説明責任を果たし理解と支持が得られるようになってきた」(Q4A-2)、予算・人材等の効率的な資源配分(Q4A-3)、研究開発施策・課題等の発展や見直しへの活用(Q4A-7,8)、「成果・効果に対するこだわり(結果指向)が生まれてきた」(Q4A-9)などのプラスの影響に肯定的なものであった。一方、研究者等の被評価者の回答としては、「成果・効果に対するこだわり(結果指向)が生まれてきた」(Q4A-9)についてはプラスの影響に肯定的であったが(Q4A-9)、概ね、どちらともいえないといった回答が多く、研究開発評価の取組の効果については、評価実施主体との間で温度差が見受けられた。

なお、有識者からの回答は全般に評価実施主体と評価者の中間的なものであったが、「国民の視点が常に意識されるようになってきた」ことについては最も否定的であった。(別添8 P.44-P.51)

また、問題点としては、評価実施主体及び被評価者の双方で、「評価のための作業負担が過重」と回答している(Q4B-14)が、その他については、評価実施主体側で際立った問題点としては「評価のための資金・人材等の資源が少ない」(Q4B-9,12)、「評価のためにデータベース整備の立ち遅れ」(Q4B-7)等の回答が目立った。一方、被評価者側では、評価実施主体側には少なかった、「評価の形式化」や「評価の高圧的・硬直的運用」などの評価活動のマネジメントの側面(Q4B-1,2,3)、また、「評価結果が研究者の前向きな動機付けに活かされていない」、「評価に対する反発や萎縮が生じている」等の問題の指摘(Q4B-15)が目立った。

なお、有識者からの回答は全般に評価実施主体と評価者の中間的なものであったが、「評価の戦略的運用ができていない」、「評価への理解不足や関係者の意思疎通不足」への指摘は最も多かった。(別添8 P.52-P.59)

4 調査結果の総括

(以下、次回整理予定)

- (1) 評価の全般的実施状況
- (2) 今後の課題と改善方向
- (3) その他

各省庁における研究開発評価指針の整備状況

表 1 研究開発評価指針等の整備状況

省庁名	代表的な指針の名称	公表の有無	インターネット上での公表
文部科学省	文部科学省における研究及び開発に関する評価指針	公表	有
経済産業省	経済産業省技術評価指針	公表	有
防衛庁	防衛庁研究開発評価指針	公表	有
厚生労働省	厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針	公表	有
農林水産省	農林水産省における研究・技術開発の政策評価に関する指針	公表	有
国土交通省	国土交通省研究開発評価指針	公表	有
総務省	総務省情報通信研究評価実施指針	公表	有
環境省	環境省研究開発評価指針	非公表	無

各省庁から送付を受けた回答様式(1)を基に作成(11月17日現在)

詳細は参考資料1及び2

表 2 研究開発評価指針の策定及び改定の背景

9年：旧大綱的指針の決定	郵政省・農水省・通産省・科技厅・文部省など(H.9) 厚生省・環境庁・運輸省・防衛庁など(H.10)
13年：第2期科学技術基本計画(3月) 政策評価法成立(6月/14年4月施行) 大綱的指針の改定(11月)	農水省・厚労省・経済産業省(H.13) 防衛庁・経産省・環境省・農水省・国交省・文科省・ 総務省・厚労省(H.14)
16年：(独)情報通信研究機構の発足	総務省
(今後の改定予定)	
16年度末：防衛庁長官指示	防衛庁
17年度：農林水産研究開発基本計画の策定等	農水省

各省庁の指針等及び各省庁から送付を受けた回答様式(1)などを基に作成(11月17日現在)

詳細は参考資料2

表3 各省庁の研究開発評価指針における評価対象の整理

文部科学省	基本として大綱的指針で言う4つの評価対象について規定。「大学等における学術研究の評価」や「独立行政法人研究機関の評価」に関しては、特に配慮すべき事項を整理(第4章 研究開発や機関の特性に応じた配慮事項)
経済産業省	評価対象について、独自の整理・類型化を行う(. 評価の種類と実施方法)。 「施策評価」、「研究開発制度評価」、「プロジェクトに関する評価」、「研究開発以外の技術に関する事業」、「競争的資金による研究課題に関する評価」、「分野別評価」、「追跡評価」、「機関評価」
防衛庁	評価対象を、「事業評価」、「分野別評価」、「制度評価」及び「機関評価」の4つに類別(評価の実施)
厚生労働省	基本として大綱的指針で言う4つの評価対象について規定。研究開発施策について、対象となる具体的事業名を明記(第3章 対象範囲)。研究開発機関等については、対象を別紙で規定。
農林水産省	評価の種類として、「研究分野別評価」、「研究制度評価」、「研究課題評価(プロジェクト研究評価/競争的資金による研究評価)」を規定(第2章 評価の種類と実施体制)
国土交通省	基本として大綱的指針で言う4つの評価対象について規定。研究開発機関等については、対象となる機関を明記(第1章 2. 評価対象の範囲)
総務省	基本として大綱的指針で言う4つの評価対象について規定。研究開発施策のうち、戦略については情報通信研究開発・標準化戦略その他の研究開発に関する指針を指定、制度については以下の類型に整理(第2章 1. 評価対象の区分) 「競争的研究資金(課題公募型)」、「重点的資金(委託先公募型)」、「重点的資金(独立行政法人委託型)」、「助成金」、「その他の研究開発支援(施設整備等)」 4つの評価対象のそれぞれについて、具体的制度名等を参考資料 に明記。 * 情報通信分野の研究開発に限定(消防分野については規定せず)
環境省	基本として大綱的指針で言う4つの評価対象について規定。4つの評価対象のそれぞれについて、具体的事業名等や機関名等を明記。(第2章 評価の範囲、実施主体)

各省庁の指針等を基に作成。

表4 各省庁の研究開発評価指針が評価対象として規定しているもの
 (: 当該指針の対象)

	文 部 科 学 省	経 済 産 業 省	防 衛 庁	厚 生 労 働 省	農 林 水 産 省	国 土 交 通 省	総 務 省	環 境 省	計
研究開発施策									8
戦略等									4
制度等									7
研究開発課題									8
競争的研究資金									7
重点的資金									8
基盤的資金									4
その他									1
研究開発機関等									7
機関運営面									5
研究開発の 実施・推進面									1
その他									2
研究者等の業績									5

各省庁の指針等及び各省庁から送付を受けた回答様式(1)などを基に作成(11月17日現在)

各省庁における研究開発評価指針・規程等の整備状況（詳細）

		: 当該指針・規程等の対象												
		研究開発施策			研究開発課題				研究開発機関等			研究者等の業績	その他の評価	
		戦略等	制度等	その他	競争的研究資金	重点的資金	基盤的資金	その他	機関運営面	研究開発の実施・推進面	その他			
文部科学省	文部科学省における研究及び開発に関する評価指針													
	文部科学省所管独立行政法人の業務実績評価に係る基本方針													
	「革新的原子力システム技術開発公募」公募要項													
経済産業省	経済産業省技術評価指針													
	経済産業省独立行政法人評価委員会令													
	経済産業省独立行政法人評価委員会運営規定													
	各独立行政法人における業務の実績の評価基準													
防衛庁	防衛庁研究開発評価指針													
厚生労働省	厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針													
	厚生労働省における政策評価に関する基本計画													
農林水産省	農林水産省における研究・技術開発の政策評価に関する指針													
	各独立行政法人の各事業年度に係る業務の実績に関する評価基準													
国土交通省	国土交通省研究開発評価指針													
	国土交通省政策評価基本計画													
	平成 16 年度国土交通省事後評価実施計画													
	独立行政法人の業務実績評価に関する基本方針													
	建設技術研究開発助成制度募集要領													
	海上保安庁海洋情報部研究実施細則													
	海上保安庁海洋情報部研究職職員業績													
総務省	総務省情報通信研究評価実施指針													
環境省	環境省研究開発評価指針													
法務省	法務総合研究所研究評価実施要領													
財務省	政策評価に関する基本計画													
	財務省関税中央分析所調査・研究評価実施要領													

11月17日現在において、各省庁から送付を受けた回答様式（1）を基に作成。

各省庁における研究開発評価指針・規程等の策定プロセス、
改訂の経緯・予定及び特筆すべき点 (1/2)

	指針・規程等の名称	公表の有無と方法	指針・規程等の策定プロセス	改訂経緯（今後の予定を含む）と主な改訂のポイント	特筆すべき点など
文部科学省	文部科学省における研究及び開発に関する評価指針	公表（印刷物、web）	文部科学大臣決定	<ul style="list-style-type: none"> 文部科学省における科学技術・学術審議会の建議（14.6.14）を踏まえて策定 	<ul style="list-style-type: none"> 科学技術と学術の研究開発に関する評価の考え方を1つの指針として取りまとめ。 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」で指摘された、評価における公正さと透明性の確保、評価結果の資源配分への反映に対応。 優れた研究開発を進める原動力たる研究者の意欲に配慮するとともに、その自律性、自己責任を重視。 研究開発課題や研究者等の業績の評価から、機関や制度の評価、さらには研究開発戦略に至る評価の階層構造の明確化。また、企画立案、実施、評価、反映といった研究開発における循環過程（いわゆる「マネジメント・サイクル」）を強調。
	文部科学省所管独立行政法人の業務実績評価に係る基本方針	公表（web）	文部科学省独立行政法人評価委員会における決定（14.3.22）		
	「革新的原子力システム技術開発公募」公募要項	公表（web）	文部科学省内事務局にて原案を作成後、原子力システム研究開発検討会に諮り、公募要項を策定。	<ul style="list-style-type: none"> H15.7.2：平成15年度公募開始に伴う変更 採択予定件数等募集条件の変更 H16.5.27：平成16年度公募開始に伴う変更 制度の統合による募集区分の変更、経済産業省との対象事業範囲区分の変更等 	<ul style="list-style-type: none"> 本事業は、平成14年度より炉分野、サイクル分野について、「革新的原子力技術開発委託費」、「核燃料サイクルシステム技術開発等委託費」として課題の募集を行い、実施していたものを、平成16年度より制度の見直し、統合を行い「革新的原子力システム技術開発委託費」として実施するものである。
経済産業省	経済産業省技術評価指針	公表（web）	経済産業省告示により制定	<ul style="list-style-type: none"> H9.8.15：旧大綱的指針の決定に伴い、技術評価のための全省的ガイドラインとして制定 H12.5.11：機関評価追加 H13.5.28：科学技術基本計画の決定に伴い、評価類型（競争的資金等）の追加 H14.4.1：政策評価法の施行に伴い、政策評価を位置付け 	<ul style="list-style-type: none"> 大綱的指針に準拠、省内における研究開発課題等の評価は本指針に基づき評価を実施（注：大綱的指針と本指針では用語等の定義・範囲が異なる場合がある。） 附帯基準等：標準的評価項目・評価基準について 評価実施時の利用基準等：技術評価マニュアル
	経済産業省独立行政法人評価委員会令	公表（経済産業省六法）	政令により制定		
	経済産業省独立行政法人評価委員会運営規定	公表（委員会資料等）	経済産業省独立行政法人評価委員会において制定		
	各独立行政法人における業務の実績の評価基準	公表（委員会資料等）	経済産業省独立行政法人評価委員会の分科会（独立行政法人毎に設置）等において制定		
防衛庁	防衛庁研究開発評価指針	公表（web）		<ul style="list-style-type: none"> 今年度末：長官指示による改訂 - 実効性向上のため 	<ul style="list-style-type: none"> 指針は試行中であり、対象の中で実績を有するものは研究開発課題評価の重点的資金のみ
厚生労働省	厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針	公表（web）	大臣官房厚生科学課長決定（第10回厚生科学審議会科学技術部会（H14.7.19）において審議の上、通知）	<ul style="list-style-type: none"> H10年：厚生科学研究に係る評価の実施方法に関する指針 - 平成10年厚生省告示第6号（新設） H14.9.9：大綱的指針の決定に伴い改訂 - （1）評価の対象範囲に係る事項、（2）評価における公正さと透明性の向上に係る改正、（3）評価時期及び追跡評価の試行に係る事項、（4）研究開発の規模等に応じた適切な評価に係る事項、（5）競争的資金における事前評価、中間評価及び事後評価の評価方法に係る事項、（6）重点的資金及び基盤的資金による研究課題の評価方法の明確化に係る事項 	
	厚生労働省における政策評価に関する基本計画	公表（web）		<ul style="list-style-type: none"> 14.4.1：厚生労働省における政策評価に関する基本計画 平成14年4月1日厚生労働大臣決定（新設） 15.4.1：初年度（14年度）の政策評価の実施状況を踏まえた一部改訂 <ul style="list-style-type: none"> 政策体系の整理 評価対象の整理 政策評価に関する有識者会議の設置等 16.4.1：15年度の政策評価の実施状況を踏まえた一部改訂 <ul style="list-style-type: none"> 実績目標の整理、評価指標の見直し 事業開始から一定期間経過後事業評価方式による事後評価を実施 等 	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省の政策に関する評価にあたっては「国の研究開発に関する大綱的指針」等の内閣の基本方針を踏まえて実施することとされている。
	農林水産省における研究・技術開発の政策評価に関する指針	公表（web）	農林水産技術会議にて審議・決定	<ul style="list-style-type: none"> H14.5.21：平成13年11月国の大綱的指針の発展的見直し、政策評価法の成立に伴う改訂 - 研究制度評価の事前評価の実施、研究開発課題に関する評価の時期の改訂、競争的資金による課題の評価に係る事項の追加、研究開発の規模に応じた評価方法の適用の追加 H17年度中：農林水産研究開発基本計画の策定等（大綱的指針の改定（予定））に伴う改訂 - 農林水産研究開発基本計画の着実な達成に向けた評価の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産省における研究・技術開発の評価は、大綱的指針、政策評価法（政策評価法に基づき策定される農林水産省政策評価基本計画）に基づいて、農林水産技術会議により厳格かつ厳正に実施。
				公開URL： http://www.s.affrc.go.jp/docs/hyouka/menu.htm	

各省庁における研究開発評価指針・規程等の策定プロセス、

改訂の経緯・予定及び特筆すべき点（2/2）

	指針・規程等の名称	公表の有無と方法	指針・規程等の策定プロセス	改訂経緯（今後の予定を含む）と主な改訂のポイント	特筆すべき点など
農林水産省（続）	各独立行政法人の各事業年度に係る業務の実績に関する評価基準	公表(web)	農林水産省独法評価委員会 農業技術分科会において審議、決定。	・ H16.3.24：前年度基準との主な相違点 - 農業・生物系特定産業技術研究機構の統合による新たな業務の評価基準の設定	
				公開URL： http://www.s.affrc.go.jp/docs/hyouka/dokuho.html	
国土交通省	国土交通省研究開発評価指針	公表(web)	「国土交通省研究開発評価指針」を策定（H14.6）		
				公開URL： http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/tec/hyouka/sisin.pdf	
	国土交通省政策評価基本計画	公表(web)	省議決定（H16.7.30）		・ 毎年度の改定は政策評価に係る部分についてのものであり、研究開発課題評価については改定なし。
				公開URL： http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha04/15/150812_.html	
	平成16年度国土交通省事後評価実施計画	公表(web)	省議決定（H16.7.30）		・ 中間評価を実施する研究開発課題及び事後評価を実施する研究開発課題を規定。
				公開URL： http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha04/15/150812_.html	
国土交通省	独立行政法人の業務実績評価に関する基本方針	公表(web)	国土交通省独立行政法人評価委員会にて「国土交通省所管独立行政法人の業務実績評価に関する基本方針」を決定（H14.2.1）	・ H15.3.18：「個別業務評価」を「業務運営評価」と一体化するとともに、2段階評価から4段階評価へ変更 ・ H16.2.23：「総合的な評定」について、3段階評価から4段階評価へ変更	
				公開URL： http://www.mlit.go.jp/singikai/dokuritsu/images/housin.pdf	
	建設技術研究開発助成制度募集要領	公表(web)	「平成13年度建設技術研究開発助成制度募集要領」を策定（H13.6）	・ H14.4：平成14年度の募集要領の策定 H15.3：平成15年度の募集要領の策定 H16.3：平成16年度の募集要領の策定	
				公開URL： http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha04/13/130224/02.pdf	
海上保安庁海洋情報部	海上保安庁海洋情報部研究実施細則	非公表	昭和48年「海上保安庁研究管理規則」	・ H13.1.30：名称の読替（省庁再編） H14.3.29：名称の読替（組織再編） H15.4.9：インターネットを利用した公表（評価の公表）	
	海上保安庁海洋情報部研究職職員業績審査委員会要領	非公表	国の研究評価に関する大綱的指針、国土交通省研究開発評価指針		
総務省	総務省情報通信研究評価実施指針	公表(web)	・ 初版：電気通信審議会の答申「情報通信技術の研究評価の在り方について」を受けて案を作成し、パブリックコメントを経て策定。 ・ 改定版：上記答申内容を踏まえて改定案を作成し、パブリックコメントを経て策定。	・ 平成16年4月に（独）情報通信研究機構が発足することに伴い、研究開発施策体系が変更され再整理されたこと ・ 近年、研究開発の視点として、標準化及び知的財産戦略への取り組みが一層重要視されるようになったこと ・ 評価の公正さ、客観性を高めるために、外部評価の活用が一層重視されるようになったこと	・ （独）情報通信研究機構の発足を踏まえた修正 ・ 研究開発施策体系の変更・再整理による修正 ・ 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」と「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づく評価との関係を整理し、事前評価、継続評価、事後評価、採択評価、追跡評価の用語定義を明確化 ・ 評価の視点として、標準化及び知的財産戦略への取り組みに対する観点を充実 ・ 外部評価の活用を拡大
				公開URL： http://www.soumu.go.jp/s-news/2004/040401_9.html	
環境省	環境省研究開発評価指針	非公表	総合環境政策局長決定（H14.4.1）		
外務省					
警察庁					
法務省	法務総合研究所研究評価実施要領	非公表		・ H13.11.28：引用用語等の変更（新指針の策定）	
	研究評価検討委員会設置要領	非公表		・ H14.1.31：引用用語等の変更（新指針の策定）	
財務省	政策評価に関する基本計画	公表(web)			
				公開URL： http://www.mof.go.jp/jouhou/hyouka/14nendo/hyouka/kihonkeikaku.pdf	
	財務省関税中央分析所調査・研究評価実施要領	公表(web)			
				公開URL： http://www.customs.go.jp/ccl/index.htm	

11月17日現在において、各府省から送付を受けた回答様式（1）を基に作成。

研究開発機関・大学等における研究開発評価指針等の整備状況

表 1 研究開発機関等における指針・規程等の整備状況

	研究開発機関						資金 配 分 機 関
	先行 独 法	その 他 の 独 法	独 立 行 政 法 人 計	国 立 試 験 研 究 機 関 計	特 殊 法 人 計	計	
回答機関数	17	7	24	10	2	36	6
整備機関数	16 (94%)	6 (86%)	22 (92%)	8 (80%)	2 (100%)	32 (89%)	6 (100%)
研究開発施策	1 (6%)	1 (14%)	2 (8%)	1 (10%)	0	3 (8%)	1 (17%)
戦略等	1 (6%)	1 (14%)	2 (8%)	1 (10%)	0	3 (8%)	0
制度等	0	1 (14%)	1 (4%)	0	0	1 (3%)	1 (17%)
研究開発課題	14 (82%)	5 (71%)	19 (79%)	5 (50%)	2 (100%)	26 (72%)	5 (83%)
競争的研究資金	2 (12%)	2 (29%)	4 (17%)	1 (10%)	1 (50%)	6 (17%)	5 (83%)
重点的資金	9 (53%)	3 (43%)	12 (50%)	5 (50%)	2 (100%)	19 (53%)	3 (50%)
基盤的資金	11 (65%)	3 (43%)	14 (58%)	4 (40%)	1 (50%)	19 (53%)	2 (33%)
研究開発機関等	9 (53%)	5 (71%)	14 (58%)	6 (60%)	2 (100%)	22 (61%)	3 (50%)
機関運営面	8 (47%)	4 (57%)	12 (50%)	6 (60%)	2 (100%)	20 (56%)	3 (50%)
研究開発の 実施・推進面	8 (47%)	4 (57%)	12 (50%)	5 (50%)	2 (100%)	19 (53%)	3 (50%)
その他	2 (12%)	0	2 (8%)	0	0	2 (6%)	0
研究者等の業績	10 (59%)	1 (14%)	11 (46%)	3 (30%)	1 (50%)	15 (42%)	2 (33%)
その他の評価	1 (6%)	1 (14%)	2 (8%)	1 (10%)	0	3 (8%)	0

各研究開発機関等から送付を受けた回答様式(1)を基に作成(11月17日現在)

先行独法：平成13年4月に独法化された国立試験研究機関、博物館等

内容について現在検証中であり、数値は変動することもある。

表2 大学等における指針・規程等の整備状況

	国立 大学 法人	私立 大学	公立 大学	大学 共同 利用 機関	計
回答機関数	51	44	10	2	107
整備機関数	39 (76%)	27 (61%)	4 (40%)	2 (100%)	72 (67%)
研究（開発）戦略・制度等	14 (27%)	10 (23%)	1 (10%)	1 (50%)	26 (24%)
研究（開発）課題	17 (33%)	15 (34%)	3 (30%)	2 (100%)	37 (35%)
機関・部局	27 (53%)	16 (36%)	1 (10%)	1 (50%)	45 (42%)
教員（研究者）等の業績	18 (35%)	19 (43%)	2 (20%)	1 (50%)	40 (37%)
その他の評価	10 (20%)	2 (5%)	0	0	12 (11%)

各大学等から送付を受けた回答様式（1）を基に作成（11月17日現在）
内容について現在検証中であり、数値は変動することもある。

表3 研究開発機関等における指針・規程等の公表状況

	指針等の総数	公表可能な指針 等の数 ^(注)	インターネット上での公表数	
			公表	公表予定
研究開発機関	87	59（68%）	16（18%）	8（9%）
資金配分機関	43	41（95%）	34（79%）	3（7%）

各研究開発機関等から送付を受けた回答様式（1）を基に作成（11月17日現在）
情報公開法に基づく開示請求による公表を含む。
内容について現在検証中であり、数値は変動することもある。

各省庁における研究開発施策の評価の概要

表 各省庁における研究開発戦略等の評価の概要(回答結果)

評価実施 省庁	評価の概要		
	評価組織(例)	評価対象(例)	評価の目的等(例)
文部科学省	科学技術・学術 審議会 研究計 画・評価分科会 分野別委員会	原子力分野の研究開発	・重点的・効率的な予算・人材等の 資源配分、既存活動の見直しによる 新たな研究への取組みの拡大など
厚生労働省	厚生科学審議会 科学技術部会	厚生労働省の研究事業に関する 評価	・外部評価の実施と結果の公開、研 究費等の資源配分への適切な反映 等による評価の一層効果的な実施
	政策統括官付政 策評価官室	厚生労働省における政策評価	・政策評価の客観的かつ厳格な実 施の推進、評価結果の政策への適 切な反映
農林水産省	農林水産技術会 議評価専門委員 会	農林水産研究・技術開発戦略	・研究・技術開発戦略の見直し、研 究推進体制等の改善、効果的な予 算配分など

表 各省庁における研究開発制度等の評価の概要(回答結果)

評価実施 省庁	評価組織(例)			評価対象(例)	評価の目的等(例)
	外部 評価	複合 評価	内部 評価		
総務省				・情報・通信に係わる基礎研究/ 研究開発等の推進制度、分野 開拓先進的技術開発支援等	・制度運用の効率性・有効性の 確認、評価結果の継続の可否な ど制度の見直しへの反映
文部科学省				・行政が行う事業・施策	・行政の説明責任の徹底、効率 的で質の高い行政の実現、国民 的視点に立った成果重視の行 政への転換
厚生労働省				・厚生労働科学研究費補助金制 度 ・医薬品医療機器総合機構の保 健医療分野基礎研究推進事業	・外部評価の実施と結果の公 開、研究費等の資源配分への 適切な反映等による研究開発評 価の一層効果的な実施
農林水産省				・研究制度(先端技術を活用し た農林水産研究高度化事業、 その他)	・産学官連携、競争的資金の整 備、若手研究者の育成や流動性 の促進等の効率的・効果的推進
経済産業省				研究開発施策全般	・経済・社会ニーズの反映、効率 的・効果的研究開発の実施、国 民への開示、資源の重点的・効 率的配分、機関の自己改革促進
環境省				・地球環境研究総合推進費	・地球環境研究総合推進費の予 算要求・制度改革・制度運営等 の改善への反映、本制度の必 要性や効果に関する対外的な 説明への活用

省庁における評価の実施件数

別添4

評価対象	評価時期	防衛庁				総務省				財務省				文部科学省(未完)				厚生労働省				
		13年度	14年度	15年度	16年度	13年度	14年度	15年度	16年度	13年度	14年度	15年度	16年度	13年度	14年度	15年度	16年度	13年度	14年度	15年度	16年度	
研究開発戦略評価	事前															1	1			1	1	
	中間															1	1			1	1	
	事後																			1	1	
	追跡																					
研究開発制度評価	事前													1	5	3	3					
	中間							6	5							1	2	3			2	2
	事後								1							1	1					
	追跡																					
研究開発課題(競争的資金)	事前					352	348	375						28	97	57	47			2,493	1,782	集計中
	中間						45	91						77	28	31	44	1,263	1,459	1,484	1,283	
	事後															77	27	401	420	680	488	
	追跡																					
研究開発課題(重点的資金)	事前	11	14	10	13	6	6	6							6	3	2					
	中間	3			1		5	11						3	18	3						
	事後	4	11	10	11									1		1						
	追跡																					
研究開発課題(基盤的資金)	事前											11										
	中間																					
	事後																					
	追跡																					
その他	事前																					
	中間																					
	事後																					
	追跡																					
研究開発機関評価	事前																					
	事後					2	2	2		1	1	1	1		5	5	9	5	6	6	7	
研究者等業績評価																						

評価組織: 総務省政策評価会(外部評価)

評価組織: 文部科学省 科学技術・学術審議会 研究計画・評価分科会: 防災分野、航空科学技術、原子力分野

評価組織: 厚生科学審議会科学技術部会、政策統括官付政策評価官室

評価組織: 厚生科学審議会科学技術部会

関税中央分析所の評価実施件数を計上

別途、個々の研究開発課題の評価の際に、その実施機関(委託先)の研究開発の運営面について、必要に応じて評価を実施

評価組織A: 政策評価会議(事務次官を議長)、政策評価に関する有識者会議
 評価組織B: 重点課題主管部署の検討委員会等

省庁における評価の実施件数

別添4

評価対象	評価時期	農林水産省				経済産業省				国土交通省				環境省			
		13年度	14年度	15年度	16年度	13年度	14年度	15年度	16年度	13年度	14年度	15年度	16年度	13年度	14年度	15年度	16年度
研究開発戦略評価	事前																
	中間		1	1	1	評価組織：関係所管課(内部評価)								評価組織：地球環境研究企画委員会(外部評価)			
	事後	評価組織：農林水産技術会議評価専門委員会															
	追跡																
研究開発制度評価	事前			1	4	52	3	7	3								
	中間	1					2	5	17							1	
	事後	評価組織：農林水産技術会議評価専門委員会(外部評価)					5	3	12								
	追跡																
研究開発課題(競争的資金)	事前		360	473	557	420	443	589	826	61	84	70	65	331	316	336	257
	中間			20	28	102	77	105	90					29	33	32	28
	事後			16	5			110	75		3	6	8	33	40	57	39
	追跡																
研究開発課題(重点的資金)	事前	67	12	8	10	69	81	32	59		7	4	5	172	130	87	103
	中間	31	16	61	5	35	22	39	29		1	1	7	25	60	38	21
	事後	59	95	137	22	6	11	30	24		8	16	2	27	25	30	21
	追跡						2	1	1								
研究開発課題(基盤的資金)	事前																
	中間																
	事後					分野別評価											
	追跡																
その他	事前																
	中間					3			1	機関評価実施件数調査依頼中							
	事後					3											
	追跡																
研究開発機関評価			8	8	8		2	4	5	1<	1<	1<	2<		1	1	1
研究者等業績評価						研究開発以外の評価											

研究開発機関等における施策評価の概要

表 資金配分機関等における研究開発戦略等の評価の概要(回答結果)

評価実施機関	評価の概要		
	評価組織(例)	評価対象(例)	評価の目的等(例)
国土技術政策総合研究所	研究評価委員会 (外部評価)	国土技術政策総合研究所の研究方針	・社会的ニーズを踏まえた課題設定、適切な研究計画の作成と効率的かつ着実な実施、研究体制の整備・運営支援、成果の円滑・適切な行政・社会への反映、国民への開示
国土地理院	国土地理院研究評価委員会(外部9人:内部8人)	国土地理院研究開発5箇年計画	・国民への説明責任の履行 ・今後の研究の実施や計画立案の改善への反映

表 資金配分機関における研究開発制度等の評価の概要(回答結果)

評価実施機関	評価の概要		
	評価組織(例)	評価対象(例)	評価の目的等(例)
(独)科学技術振興機構(JST)	科学技術振興審議会 基礎研究部会 (外部評価) 注)中間・事後評価は小委員会	・戦略的創造研究推進事業 - 公募型研究	<評価目的> ・事前評価 - 研究領域の選定及び研究総括の指定への寄与 ・中間評価 - 課題の中間評価結果を受け戦略目標の達成に向けた状況や研究マネジメントの状況を把握、これを基に適切な資源配分等を行い、研究運営の改善と機構の支援体制改善に寄与 ・事後評価 - 課題の事後評価結果を受けて戦略目標の達成状況や研究マネジメントの状況を把握し、今後の事業運営の改善に寄与
	外部委員による評価委員会を組織	・社会技術研究事業 - 公募型プログラム	・事前評価 - 研究領域の選定及び研究総括の指定に寄与 ・事後評価 - 研究課題の事後評価の結果を受けて研究マネジメントの状況を把握し、今後の事業運営の改善に寄与

注)JSTの制度評価はH13年度以降継続実施。なお、JSTは、H15年度、競争的研究資金制度である戦略的創造研究推進事業について、総合科学技術会議による第三者評価を受けた。